

国自総第288号の2  
国自安第160号の2  
国自旅第347号の2  
国自貨第89号の2  
令和2年12月23日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿  
全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

自動車局総務課企画室長  
(公印省略)  
安全政策課長  
(公印省略)  
旅客課長  
(公印省略)  
貨物課長  
(公印省略)

#### 申請書等に係る押印・署名のあり方の見直しについて

デジタル化時代を見据えたデジタルガバメントの実現のためには、行政手続における押印原則の見直しが喫緊の課題となっている中、現在政府では、許可申請手続等で求めている押印・署名の見直しを進めているところである。

については、道路運送法、貨物自動車運送事業法等に係る申請・届出等の手続における押印・署名のあり方についても見直しを行い、各運輸局等に別紙のとおり周知したので、この旨了知されるとともに、貴会傘下会員に対し周知願いたい。

国自総第288号  
国自安第160号  
国自旅第347号  
国自貨第89号  
令和2年12月23日

各地方運輸局自動車交通部長  
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長  
各地方運輸局自動車技術安全部長  
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

自動車局総務課企画室長

(公印省略)

安全政策課長

(公印省略)

旅客課長

(公印省略)

貨物課長

(公印省略)

#### 申請書等に係る押印・署名のあり方の見直しについて

デジタル化時代を見据えたデジタルガバメントの実現のためには、行政手続における押印原則の見直しが喫緊の課題となっている中、現在政府では、許可申請手続等で求めている押印・署名の見直しを進めているところである。

については、道路運送法、貨物自動車運送事業法等に係る申請・届出等の手続における押印・署名のあり方についても見直しを行い、下記のとおり取り扱うこととしたので、事務処理上遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本通達は、令和3年1月1日以降の申請・届出等について適用することとし、これに伴い「押印のあり方の見直しについて」(平成9年12月17日自環第289号)、「申請書等に係る申請者の押印等の見直しについて」(平成9年12月17日自旅第199号)及び「押印のあり方の見直しについて」(平成9年12月17

日自貨第 129 号) は令和 2 年 12 月 31 日限りで廃止する。

## 記

1. 以下の法令に係る事業者等からの申請・届出等の手続については、押印や署名を求めないこととする。

### (1) 道路運送法関係

- ・道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）
- ・道路運送法施行令（昭和 26 年政令第 250 号）
- ・道路運送法施行規則（昭和 26 年運輸省令第 75 号）
- ・自動車道事業規則（昭和 26 年運輸省・建設省令第 2 号）
- ・自動車事故報告規則（昭和 26 年運輸省令第 104 号）
- ・自動車運送事業等監査規則（昭和 30 年運輸省令第 70 号）
- ・旅客自動車運送事業運輸規則（昭和 31 年運輸省令第 44 号）
- ・旅客自動車運送事業等報告規則（昭和 39 年運輸省令第 21 号）
- ・自動車道事業報告規則（昭和 39 年運輸省・建設省令第 4 号）

### (2) 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法関係

- ・土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法（昭和 42 年法律第 131 号）
- ・土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行令（昭和 42 年政令第 363 号）
- ・土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則（昭和 42 年運輸省令第 86 号）

### (3) 貨物自動車運送事業法関係

- ・貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 83 号）
- ・貨物自動車運送事業法施行規則（平成 2 年運輸省令第 21 号）
- ・貨物自動車運送事業輸送安全規則（平成 2 年運輸省令第 22 号）
- ・貨物自動車運送事業報告規則（平成 2 年運輸省令第 33 号）

### (4) タクシー業務適正化特別措置法関係

- ・タクシー業務適正化特別措置法（昭和 45 年法律第 75 号）
- ・タクシー業務適正化特別措置法施行規則（昭和 45 年運輸省令第 66 号）

(5) 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法関係

- ・ 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 21 年法律第 64 号）
- ・ 特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規則（平成 21 年国土交通省令第 58 号）

2. 今回の見直し結果にかかわらず、申請書・届出書等に事業者等の押印や署名がある場合でも、それを理由に当該申請書・届出書等の受付を拒否することのないよう取り扱われたい。

3. 上記の法令に基づく告示・通達等に係る申請・届出等の手続についても、上記の方針に準じて取り扱うこととする。

以上